



茨城労働局発表
令和3年12月24日(金)

担 当	茨城労働局職業安定部職業対策課
	課長 小林 謙
	地方障害者雇用担当官 飯島 英光
	電話 029(224)6219

民間企業の実雇用率は2.17% ～ 令和3年障害者雇用状況の集計結果 ～

茨城労働局(局長 下角 圭司)は、このほど、茨城県内の民間企業及び公的機関における令和3年6月1日現在の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主等に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主等に対し、令和3年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【民間企業】[法定雇用率2.3%] ※ () は前年の値
○雇用障害者数、実雇用率は昨年より減少【次ページのグラフ参照】
 - ・雇用障害者数は6,302.0人(6,329.5人)で、対前年比0.43%減、27.5人減少
 - ・実雇用率は2.17%(2.19%)で、対前年比0.02ポイント低下
 - ・法定雇用率達成企業の割合は49.3%(52.1%)で、対前年比2.8ポイント低下
- 2 【地方公共団体】[同2.6%、県の教育委員会は同2.5%] ※ () は前年の値
○茨城県の機関及び茨城県教育委員会は、全てで法定雇用率を達成
○市町村の機関は、48機関中40機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関のうち、5機関については、12月22日までに法定雇用率を達成)
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数227.5人(193.5人)、実雇用率3.06%(2.63%)
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数500.5人(468.5人)、実雇用率2.62%(2.46%)
 - ・市町村の機関：雇用障害者数714.0人(655.5人)、実雇用率2.60%(2.43%)
- 3 【独立行政法人等】[同2.6%] ※ () は前年の値
○17機関中16機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関については、6月13日付けで雇用率を達成)
 - ・雇用障害者数710.0人(652.5人)、実雇用率2.83%(2.59%)

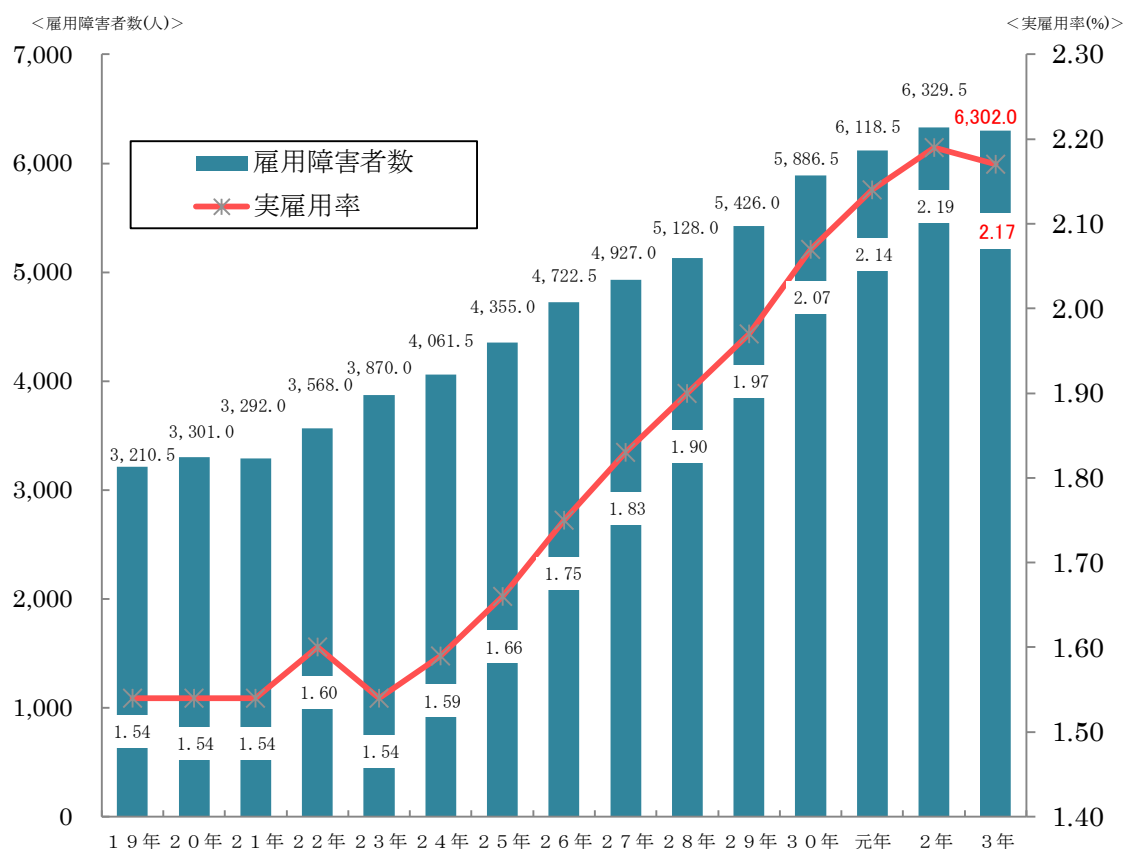
茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（別添第1表）

- ① 民間企業（43.5人以上規模の企業、法定雇用率2.3%）における雇用されている障害者数は6302.0人で、前年より0.4%（27.5人）減少した。
- ② 雇用されている障害者のうち、身体障害者は3647.5人（対前年比1.1%増）、知的障害者は1731.5人（同1.9%増）、精神障害者は923.0人（同9.8%減）となった。
- ③ 実雇用率は2.17%（前年は2.19%）、法定雇用率達成企業の割合は49.3%（同52.1%）であった。

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移



（注）平成18年4月、平成22年7月及び平成30年4月において、雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度の単純比較はできないものであること

(2) 企業規模別の状況 (別添第2表) ※ () は前年の値

* 45.5～100人未満規模企業

- ① 雇用されている障害者数についてみると、43.5～100人未満規模企業は1140.5人(前年*は1069.0人)、100～300人未満は1905.0人(同2035.0人)、300～500人未満は896.0人(同843.5人)、500～1,000人未満は711.0人(同673.0人)、1,000人以上は1649.5人(同1709.0人)であった。
- ② 実雇用率についてみると、43.5～100人未満規模企業は1.91%(前年*は1.91%)、100～300人未満は2.13%(同2.24%)、300～500人未満は2.06%(同1.99%)、500～1,000人未満は2.21%(同2.23%)、1,000人以上は2.53%(同2.44%)であった。
民間企業全体の実雇用率2.17%(同2.19%)と比較すると、500～1,000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業が上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、43.5～100人未満規模企業は48.5%(前年*は51.1%)、100～300人未満は51.8%(同53.7%)、300～500人未満は46.4%(同48.8%)、500～1,000人未満は45.1%(同56.3%)、1,000人以上は46.4%(同58.1%)であった。
民間企業全体の割合49.3%(同52.1%)と比較すると、100～300人未満規模企業が上回っている。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」で前年を上回っている。
- ② 実雇用率では、「医療、福祉」(2.76%)のみが民間企業全体の実雇用率(2.17%)及び法定雇用率(2.3%)を上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合では、「農、林、漁業」(57.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」(55.6%)、「複合サービス業」(55.6%)、「製造業」(54.0%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(53.9%)、「医療、福祉」(53.2%)の6業種が、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合(49.3%)を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業の割合は、50.7%(前年は47.9%)であった。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、66.7%を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、95.1%を占める。)
- ③ 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、58.0%を占めている(0人雇用企業うち100人未満の企業が、85.0%を占める。)

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より任免状況等について発表を行っています。

(1) 茨城県の機関[法定雇用率 2.6%] (別添第 5 表)

茨城県の機関に在職している障害者の数は 227.5 人で、前年より 34.0 人増加し、実雇用率は 3.06%と、前年に比べ 0.43 ポイント上昇した。

(2) 茨城県教育委員会[法定雇用率 2.5%] (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 500.5 人で、前年より 32.0 人増加し、実雇用率は 2.62%と、前年に比べ 0.16 ポイント上昇した。

(3) 市町村の機関[法定雇用率 2.6%] (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 714.0 人で、前年より 58.5 人増加し、実雇用率は 2.60%と、前年に比べ 0.17 ポイント上昇した。

令和 3 年 6 月 1 日現在で、8 機関が未達成であったが、12 月 22 日までに 5 機関が法定雇用率を達成した。

(4) 独立行政法人等[法定雇用率 2.6%] (別添第 8 表)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 710.0 人で、前年より 57.5 人増加し、実雇用率は、2.83%と、前年に比べ 0.24 ポイント上昇した。

令和 3 年 6 月 1 日現在で、1 法人が未達成であったが、6 月 13 日付けで法定雇用率を達成した。

※ 法定雇用率及び雇用障害者数のカウント方法については、P 6 を参照

3 今後の取組み

茨城労働局・ハローワークでは、更なる障害者雇用の推進のために、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、以下の取組みを実施します。

(1) 法定雇用率未達成企業に対する指導、支援

雇用率未達成企業に対し、訪問等による指導、支援を実施します。

特に、障害者雇用納付金制度の対象外である 100 人以下の企業や障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）においては、障害者雇用の経験・ノウハウが不足していること、障害者雇用の進め方に関する知見がないこと等が障害者を雇用する上での阻害要因となっているため、企業の状況やニーズ等を把握するとともに、障害者を支援する関係機関と連携し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援（企業向けチーム支援）を実施します。

(2) 障害者ミニ就職面接会の開催

各ハローワークにおいては、法定雇用率未達成企業に対して、企業向けチーム支援（上記（1）参照）を行い、障害者を雇用できる準備が整った企業に対して、障害者ミニ就職面接会を開催します。

(3) 茨城障害者職業センター等関係機関との連携強化

茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、同行紹介及び職場適応援助等の支援を、就職前後を通じて行うことで、着実な雇用に結びつけます。

(4) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神障害者及び発達障害者の雇用は近年増加傾向にあるため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業や公的機関の方に対し、精神障害者及び発達障害者と共に働くために必要な配慮を学ぶ機会を提供します。

(5) 就労パスポートの普及促進

障害のある方が、働く上での自らの特徴や希望する配慮等を整理し、就職や職場定着に向け、障害者支援機関や職場と必要な支援などについて話し合う際に活用できる情報共有ツールとして作成する「就労パスポート」のさらなる普及促進に努めます。

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2.3% [2.2%]
(43.5人 [45.5人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2.6% [2.5%]
〔労働者数38.5人 [40.0人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2.6% [2.5%]
(38.5人 [40.0人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2.5% [2.4%]
(40.0人 [42.0] 以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

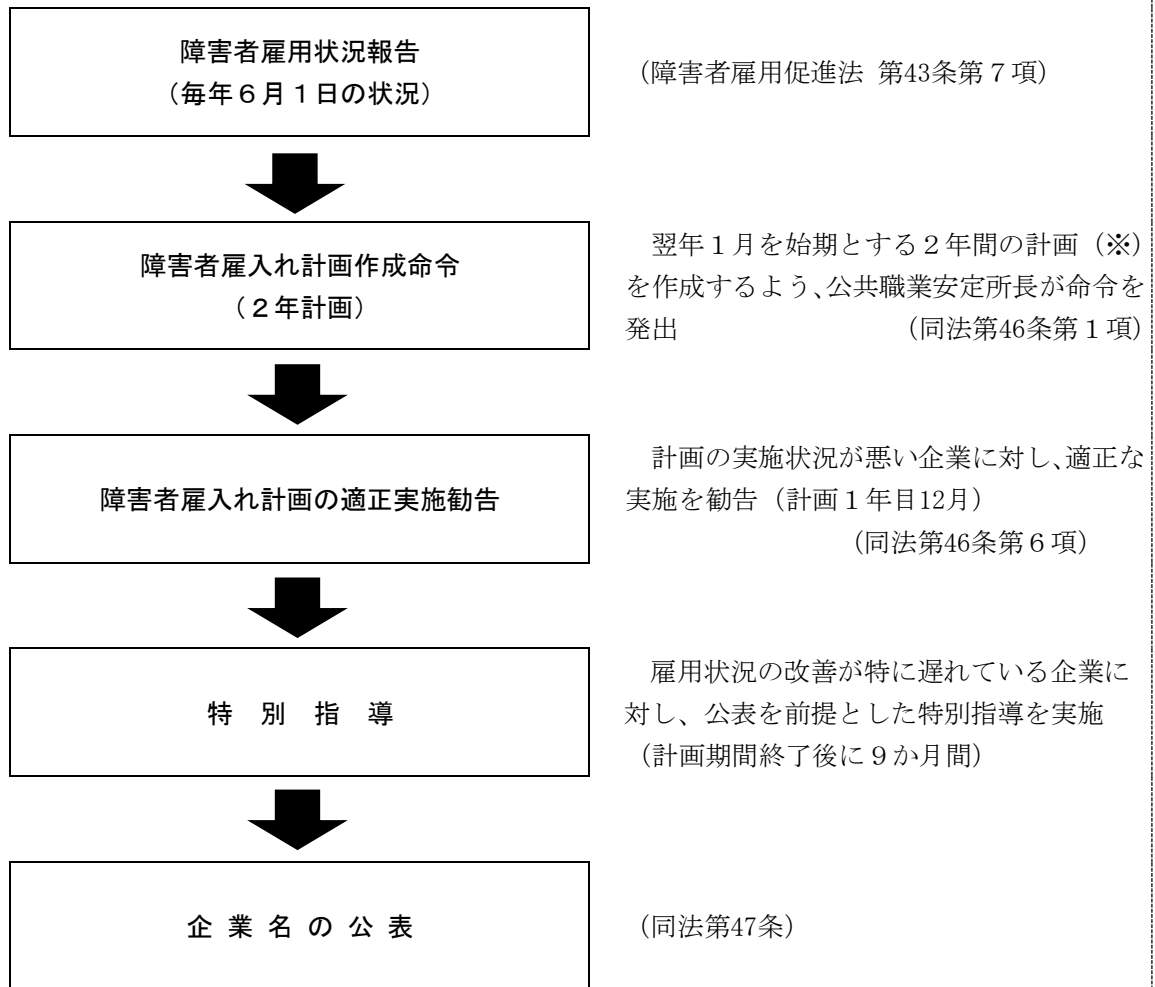
※ ただし、精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる（平成30年4月1日より）。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 令和2年度の実績^{※2}
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 512社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 122社
 - * 「特別指導」の実施 30社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 522社(2年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社、元年度 0社 2年度 1社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.20	0.05	47.0	△1.6	50,306	106,924
北海道	2.37	0.02	50.1	△0.8	1,950	3,889
青森	2.36	0.06	53.6	△0.5	559	1,042
岩手	2.37	0.09	58.8	1.8	627	1,066
宮城	2.21	0.04	50.7	△0.7	808	1,593
秋田	2.21	△0.04	59.7	△4.1	494	827
山形	2.11	0.00	50.5	△3.1	496	982
福島	2.14	△0.02	53.0	△2.7	798	1,507
茨城	2.17	△0.02	49.3	△2.8	839	1,701
栃木	2.26	0.08	54.4	△3.0	743	1,366
群馬	2.19	0.03	55.1	△1.5	922	1,672
埼玉	2.32	0.02	47.8	△1.7	1,743	3,647
千葉	2.15	0.03	49.0	△2.9	1,375	2,804
東京	2.09	0.05	30.9	△1.6	6,977	22,585
神奈川	2.16	0.03	44.6	△2.8	2,234	5,010
新潟	2.20	0.03	56.6	△2.4	1,152	2,036
富山	2.18	0.05	54.1	△2.8	592	1,095
石川	2.45	0.10	53.4	△3.0	613	1,147
福井	2.53	0.09	57.6	△1.3	441	765
山梨	2.16	0.11	57.3	1.1	377	658
長野	2.29	0.04	56.8	△2.0	1,010	1,778
岐阜	2.25	0.08	54.8	0.3	919	1,677
静岡	2.28	0.09	51.9	△0.4	1,636	3,152
愛知	2.14	0.06	46.5	△0.7	3,116	6,695
三重	2.36	0.08	56.9	△2.1	723	1,271
滋賀	2.33	0.04	54.0	△2.2	501	927
京都	2.28	0.04	50.9	△2.2	1,005	1,974
大阪	2.21	0.09	43.0	△0.8	3,711	8,633
兵庫	2.25	0.04	49.5	△1.4	1,784	3,603
奈良	2.88	0.05	61.5	△1.0	433	704
和歌山	2.49	△0.04	61.1	△0.5	395	646
鳥取	2.43	0.06	60.1	△2.9	292	486
島根	2.67	0.08	68.0	0.0	420	618
岡山	2.54	0.10	51.1	△2.5	798	1,563
広島	2.30	0.05	48.0	△1.0	1,170	2,437
山口	2.60	△0.01	56.3	△2.3	549	976
徳島	2.26	0.04	60.2	△2.5	325	540
香川	2.14	0.06	54.6	△1.1	481	881
愛媛	2.29	0.00	48.9	△3.9	534	1,091
高知	2.55	0.15	61.2	△1.5	338	552
福岡	2.21	0.03	49.9	△2.9	2,056	4,118
佐賀	2.70	0.05	65.0	△3.9	414	637
長崎	2.64	0.03	59.9	△2.8	627	1,046
熊本	2.41	0.06	56.5	△2.4	749	1,325
大分	2.59	0.04	61.2	0.4	551	900
宮崎	2.47	△0.05	61.9	△1.7	553	893
鹿児島	2.54	0.10	61.6	△0.4	816	1,325
沖縄	2.86	0.12	60.9	△1.3	660	1,084

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

令和3年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）

県内に本社を置く従業員規模43.5人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,701企業で、雇用されている障害者数は6,302.0人、実雇用率は2.17%、雇用率達成企業の割合は49.3%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

調査日	区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特例該当者(注3)※	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+(J-K)×0.5+K)				
令和3年6月1日		1,701	290,397.5	1,059	1,252	171	213	280	983	65	247	622	407	195	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3
令和2年6月1日		1,637	289,226.0	1,046	1,275	130	221	272	971	62	244	627	523	269	3,607.5	1,699.0	1,023.0	6,329.5	2.19	853	52.1

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3) 短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については、1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
※下線部が「K特例該当者」を指す（平成30年4月1日より）。

(注4) 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者も実雇用率の算定対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

規模別	区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
					重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特例該当者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+(J-K)×0.5+K)				
43.5～100人未満	R3年	912	59,825.0	165	238	22	53	59	185	23	58	118	71	31	616.5	355.0	169.0	1,140.5	1.91	442	48.5	
	R2年	848	55,864.5	158	242	21	58	35	138	8	42	125	130	68	608.0	237.0	224.0	1,069.0	1.91	433	51.1	
100～300人未満	R3年	585	89,535.5	286	410	78	80	67	278	18	77	174	209	116	1,100.0	468.5	336.5	1,905.0	2.13	303	51.8	
	R2年	589	90,698.0	279	429	51	75	85	321	25	79	203	264	138	1,075.5	555.5	404.0	2,035.0	2.24	316	53.7	
300～500人未満	R3年	125	43,508.5	167	177	23	32	36	120	11	36	96	41	17	550.0	221.0	125.0	896.0	2.06	58	46.4	
	R2年	121	42,432.0	154	170	18	36	38	108	10	29	88	44	22	514.0	208.5	121.0	843.5	1.99	59	48.8	
500～1,000人未満	R3年	51	32,233.0	144	153	19	13	31	95	3	15	62	19	11	466.5	167.5	77.0	711.0	2.21	23	45.1	
	R2年	48	30,233.0	137	148	15	17	28	79	6	19	61	20	12	445.5	150.5	77.0	673.0	2.23	27	56.3	
1,000人以上	R3年	28	65,295.5	297	274	29	35	87	305	10	61	172	67	20	914.5	519.5	215.5	1,649.5	2.53	13	46.4	
	R2年	31	69,998.5	318	286	25	35	86	325	13	75	150	65	29	964.5	547.5	197.0	1,709.0	2.44	18	58.1	
合計	R3年	1,701	290,397.5	1,059	1,252	171	213	280	983	65	247	622	407	195	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3	
	R2年	1,637	289,226.0	1,046	1,275	130	221	272	971	62	244	627	523	269	3,607.5	1,699.0	1,023.0	6,329.5	2.19	853	52.1	

※43.5～100人未満の欄のR2年は、45.5～100人未満となる。

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特別該当者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+(J-K)×0.5+K)				
農、林、漁業	R3年	14	1,278.5	5	1	0	1	1	3	0	0	5	0	0	11.5	5.0	5.0	21.5	1.68	8	57.1
	R2年	13	1,413.0	8	3	0	1	1	3	1	0	5	2	1	19.5	6.0	6.5	32.0	2.26	8	61.5
鉱業、採石業、砂利採取業	R3年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
	R2年	1	51.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
建設業	R3年	51	4,516.5	20	10	1	1	1	3	0	0	11	0	0	51.5	5.0	11.0	67.5	1.49	20	39.2
	R2年	43	4,014.5	20	9	1	2	1	3	0	0	6	6	6	51.0	5.0	12.0	68.0	1.69	20	46.5
製造業	R3年	522	79,414.5	303	409	20	18	56	291	10	21	157	18	10	1,044.0	423.5	171.0	1,638.5	2.06	282	54.0
	R2年	499	79,097.0	306	439	16	23	51	292	10	23	157	26	19	1,078.5	415.5	179.5	1,673.5	2.12	301	60.3
電気・ガス・熱供給・水道業	R3年	3	336.5	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5.0	0.0	1.0	6.0	1.78	1	33.3
	R2年	4	576.0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5.0	0.0	3.0	8.0	1.39	1	25.0
情報通信業	R3年	55	10,719.5	48	40	0	2	0	1	1	1	32	7	3	137.0	2.5	37.0	176.5	1.65	15	27.3
	R2年	51	10,339.0	50	39	1	3	0	1	1	1	28	5	3	141.5	2.5	32.0	176.0	1.70	15	29.4
運輸業、郵便業	R3年	128	19,234.0	68	118	4	5	14	47	2	13	16	5	1	260.5	83.5	19.0	363.0	1.89	61	47.7
	R2年	128	19,464.0	70	124	3	4	15	48	1	14	16	6	4	269.0	86.0	21.0	376.0	1.93	58	45.3
卸売業、小売業	R3年	159	53,818.0	135	170	33	50	96	286	15	76	135	68	18	498.0	531.0	178.0	1,207.0	2.24	59	37.1
	R2年	159	54,802.5	141	175	20	50	95	298	20	88	110	65	20	502.0	552.0	152.5	1,206.5	2.20	62	39.0
金融業、保険業	R3年	15	10,048.0	60	43	4	5	3	9	0	2	11	7	5	169.5	16.0	17.0	202.5	2.02	3	20.0
	R2年	14	10,118.0	61	43	4	3	4	8	0	1	14	7	6	170.5	16.5	20.5	207.5	2.05	4	28.6
不動産業、物品賃貸業	R3年	14	1,999.5	7	5	0	0	1	3	0	1	2	2	0	19.0	5.5	3.0	27.5	1.38	4	28.6
	R2年	14	1,941.0	7	5	0	0	1	4	0	1	4	3	2	19.0	6.5	6.5	32.0	1.65	5	35.7
学術研究、専門・技術サービス業	R3年	38	5,610.5	20	29	0	2	1	5	0	0	12	2	1	70.0	7.0	13.5	90.5	1.61	18	47.4
	R2年	39	5,840.0	20	25	0	1	1	6	0	0	16	1	0	65.5	8.0	16.5	90.0	1.54	19	48.7
宿泊業、飲食サービス業	R3年	27	3,511.0	8	6	5	4	1	22	1	15	8	3	3	29.0	32.5	11.0	72.5	2.06	15	55.6
	R2年	27	3,369.0	8	5	5	2	2	20	1	7	5	3	3	27.0	28.5	8.0	63.5	1.88	16	59.3
生活関連サービス業、娯楽業	R3年	53	6,366.5	11	21	1	12	5	20	2	8	11	8	3	50.0	36.0	16.5	102.5	1.61	23	43.4
	R2年	54	6,390.0	9	22	3	7	5	19	5	5	6	5	1	46.5	36.5	9.0	92.0	1.44	22	40.7
教育、学習支援業	R3年	33	4,006.0	16	12	1	1	2	1	0	0	8	0	0	45.5	5.0	8.0	58.5	1.46	15	45.5
	R2年	33	3,925.5	15	12	0	1	3	0	0	0	8	0	0	42.5	6.0	8.0	56.5	1.44	13	39.4
医療、福祉	R3年	419	59,741.5	232	243	75	78	80	232	29	96	155	265	137	821.0	469.0	356.0	1,646.0	2.76	223	53.2
	R2年	393	57,987.5	211	238	59	82	75	216	20	88	193	371	192	760.0	430.0	474.5	1,664.5	2.87	228	58.0
複合サービス業	R3年	18	5,575.0	28	18	6	1	4	9	1	3	14	4	2	80.5	19.5	17.0	117.0	2.10	10	55.6
	R2年	19	5,836.0	27	17	4	1	2	11	1	2	15	5	3	75.5	17.0	19.0	111.5	1.91	10	52.6
サービス業（他に分類されないもの）	R3年	152	24,222.0	96	126	21	33	15	51	4	11	44	18	12	355.5	90.5	59.0	505.0	2.08	82	53.9
	R2年	146	24,062.0	91	118	14	41	16	42	2	14	41	18	9	334.5	83.0	54.5	472.0	1.96	71	48.6
合計	R3年	1,701	290,397.5	1,059	1,252	171	213	280	983	65	247	622	407	195	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3
	R2年	1,637	289,226.0	1,046	1,275	130	221	272	971	62	244	627	523	269	3,607.5	1,699.0	1,023.0	6,329.5	2.19	853	52.1

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

規模別	区分	法定雇用率未達成企業数						未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足		
計		862	575	179	54	33	21	500
		100.0%	66.7%	20.8%	6.3%	3.8%	2.4%	58.0%
43.5～100人未満		470	434	36	0	0	0	425
		100.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	90.4%
100～300人未満		282	113	115	36	17	1	75
		100.0%	40.1%	40.8%	12.8%	6.0%	0.4%	26.6%
300～500人未満		67	21	20	8	10	8	0
		100.0%	31.3%	29.9%	11.9%	14.9%	11.9%	0.0%
500～1,000人未満		28	5	5	6	6	6	0
		100.0%	17.9%	17.9%	21.4%	21.4%	21.4%	0.0%
1,000人以上		15	2	3	4	0	6	0
		100.0%	13.3%	20.0%	26.7%	0.0%	40.0%	0.0%

※比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

2 茨城県の機関及び市町村における任免状況

都道府県及び市町村の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.6%）は、算定基礎職員数38.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は5機関で、在職している障害者数は227.5人、実雇用率は3.06%、市町村の通報対象は48機関で、在職している障害者数は714.0人、実雇用率は2.60%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.5%）は、算定基礎職員数40.0人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、在職している障害者数は500.5人、実雇用率は2.62%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	7,445.5 (7,356.5)	227.5 (193.5)	3.06 (2.63)	0.0 (0.0)	()内は、令和2年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,827.5	181.0	3.11	0.0	
茨城県企業局	199.5	6.0	3.01	0.0	
茨城県病院局	694.0	20.0	2.88	0.0	
茨城県議会事務局	46.0	1.0	2.17	0.0	
茨城県警察本部	678.5	19.5	2.87	0.0	

第6表 県教育委員会の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	19,110.5 (19,056.5)	500.5 (468.5)	2.62 (2.46)	0.0 (0.0)	()内は、令和2年6月1日現在の数値。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 市町村の任免状況

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		27,450.5 (26,920.0)	714.0 (655.5)	2.60 (2.43)	24.5 (46.0)	()内は、令和2年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,154.0	33.0	2.86	0.0	
2	水戸市教育委員会	285.0	8.0	2.81	0.0	
3	水戸市上下水道局	178.0	5.0	2.81	0.0	
4	ひたちなか市役所	1,396.0	29.0	2.08	7.0	特例認定あり。令和3年11月1日現在で、障害者数36.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。
5	那珂市役所	628.5	20.0	3.18	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	384.0	9.5	2.47	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	187.5	6.0	3.20	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	237.5	9.0	3.79	0.0	特例認定あり。
9	東海村役場	671.0	17.0	2.53	0.0	特例認定あり。
10	笠間市役所	847.5	22.0	2.60	0.0	特例認定あり。
11	日立市役所	1,600.0	41.0	2.56	0.0	特例認定あり。
12	筑西市役所	722.5	21.0	2.91	0.0	特例認定あり。
13	結城市役所	341.0	11.0	3.23	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
14	桜川市役所	523.5	14.0	2.67	0.0	特例認定あり。
15	下妻市役所	545.5	17.0	3.12	0.0	特例認定あり。
16	八千代町役場	239.0	5.0	2.09	1.0	特例認定あり。令和3年12月13日現在で、障害者数6.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。
17	土浦市役所	1,050.5	29.0	2.76	0.0	特例認定あり。
18	つくば市役所	2,010.0	49.0	2.44	3.0	特例認定あり。
19	かすみがうら市役所	420.5	9.5	2.26	0.5	特例認定あり。令和3年12月1日現在で、障害者数10.5人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
20	阿見町役場	480.5	15.0	3.12	0.0	特例認定あり。
21	古河市役所	1,207.0	34.5	2.86	0.0	特例認定あり。
22	境町役場	318.5	9.0	2.83	0.0	特例認定あり。
23	五霞町役場	101.5	2.0	1.97	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
24	常総市役所	480.0	12.5	2.60	0.0	特例認定あり。
25	守谷市役所	586.5	16.0	2.73	0.0	特例認定あり。
26	坂東市役所	624.0	16.5	2.64	0.0	特例認定あり。
27	つくばみらい市役所	424.0	13.0	3.07	0.0	
28	つくばみらい市教育委員会	139.5	4.0	2.87	0.0	
29	石岡市役所	747.0	19.0	2.54	0.0	特例認定あり。
30	小美玉市役所	415.5	11.0	2.65	0.0	特例認定あり。

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
31	常陸大宮市役所	591.5	16.0	2.70	0.0	特例認定あり。
32	常陸太田市役所	603.0	16.0	2.65	0.0	特例認定あり。
33	大子町役場	189.0	5.0	2.65	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
34	龍ヶ崎市役所	628.5	17.0	2.70	0.0	特例認定あり。
35	取手市役所	721.5	17.0	2.36	1.0	令和3年7月1日現在で、障害者数18.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
36	取手市教育委員会	198.0	4.0	2.02	1.0	
37	牛久市役所	631.0	17.0	2.69	0.0	特例認定あり。
38	稲敷市役所	558.5	13.0	2.33	1.0	特例認定あり。令和3年12月22日現在で、障害者数14.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。
39	利根町役場	209.5	5.0	2.39	0.0	特例認定あり。
40	河内町役場	131.5	3.0	2.28	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
41	美浦村役場	183.0	4.0	2.19	0.0	特例認定あり。
42	高萩市役所	370.0	9.0	2.43	0.0	特例認定あり。
43	北茨城市役所	510.0	13.0	2.55	0.0	特例認定あり。
44	鹿嶋市役所	786.0	20.0	2.54	0.0	特例認定あり。
45	潮来市役所	314.5	8.0	2.54	0.0	特例認定あり。
46	神栖市役所	969.5	15.0	1.55	10.0	特例認定あり。
47	行方市役所	426.0	12.0	2.82	0.0	特例認定あり。
48	鉾田市役所	484.0	12.5	2.58	0.0	特例認定あり。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、市町村長部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数38.5人以上の法人を報告対象としたものである。
報告対象は17法人で、雇用されている障害者数は710.0人、実雇用率は2.83%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

区分		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
法人名						
計		25,094.0 (25,241.0)	710.0 (652.5)	2.83 (2.59)	1.0 (16.0)	()内は、令和2年6月1日現在の数値。
1	国立研究開発法人 建築研究所	148.5	2.0	1.35	1.0	令和3年6月13日現在で、障害者数4.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。
2	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター	292.0	9.0	3.08	0.0	
3	国立研究開発法人 国立環境研究所	846.5	23.0	2.72	0.0	
4	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	5,264.0	142.5	2.71	0.0	
5	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	1,238.5	39.5	3.19	0.0	
6	国立研究開発法人 土木研究所	598.5	15.0	2.51	0.0	
7	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	4,154.5	110.0	2.65	0.0	
8	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	4,786.0	136.0	2.84	0.0	
9	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	1,202.5	31.0	2.58	0.0	
10	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	356.0	9.0	2.53	0.0	
11	独立行政法人 教職員支援機構	61.0	3.0	4.92	0.0	
12	国立大学法人 茨城大学	675.0	23.0	3.41	0.0	
13	国立大学法人 筑波大学	3,994.0	104.5	2.62	0.0	
14	国立大学法人 筑波技術大学	141.5	22.5	15.90	0.0	
15	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	964.0	30.0	3.11	0.0	
16	茨城県西部医療機構	301.5	8.0	2.65	0.0	
17	茨城県道路公社	70.0	2.0	2.86	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。